

山口県地域防災計画

新旧対照表

(原子力災害対策編)

(案)

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行			修 正 案			備 考
第 I 編 総 則			第 I 編 総 則			伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合
第 5 章 緊急事態区分等に応じた防護措置			第 5 章 緊急事態区分等に応じた防護措置			
第 2 節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等			第 2 節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等			
緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）	緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）	
警戒事態（Aレベル）	警戒事象	<p>(略)</p> <p><u>8 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（2号機）（AL31）【2号機】</u> <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき</u></p> <p><u>9 単一障壁の喪失または喪失のおそれ（AL42）【3号機】</u> 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき</p> <p><u>10 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）【3号機】</u> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき</p> <p><u>11 所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）【3号機】</u> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき</p> <p><u>12 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）【3号機】</u> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき</p> <p><u>13 外的事象（自然災害）の発生</u></p> <p>(1) 大地震の発生 愛媛県伊方町において、震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 大津波警報の発表 愛媛県伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 外的事象の発生（自然災害）【3号機】 当該<u>原子炉</u>施設において新規基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p><u>14 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</u></p>	警戒事態（Aレベル）	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>8 単一障壁の喪失または喪失のおそれ（AL42）【3号機】</u> 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき</p> <p><u>9 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）【3号機】</u> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき</p> <p><u>10 所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）【3号機】</u> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき</p> <p><u>11 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）【3号機】</u> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき</p> <p><u>12 外的事象（自然災害）の発生</u></p> <p>(1) 大地震の発生 愛媛県伊方町において、震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 大津波警報の発表 愛媛県伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 外的事象の発生（自然災害）【3号機】 当該<u>原子力</u>施設において新規基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p><u>13 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</u></p>		

		<p>(1) オンサイト総括が警戒事象と認める事象 国（原子力規制委員会）のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき</p> <p>(2) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</p> <p>(略)</p>			<p>(1) オンサイト総括が警戒事象と認める事象 国（原子力規制委員会）のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき</p> <p>(2) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</p> <p>(略)</p>	
施設敷地緊急事態 (Bレベル)	施設敷地緊急事態	<p>(略)</p> <p>13 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (2号機) (SE31) 【2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき</p> <p>14 格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき</p> <p>15 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ (SE42) 【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき</p> <p>16 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 【3号機】 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき</p> <p>17 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51) 【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき</p> <p>18 所内外通信連絡機能のすべての喪失 (SE52) 【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失したとき</p> <p>19 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE53) 【3号機】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき</p> <p>20 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (SE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき</p>	施設敷地緊急事態 (Bレベル)	施設敷地緊急事態	<p>(略) (削除)</p> <p>13 格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき</p> <p>14 2つの障壁の喪失または喪失のおそれ (SE42) 【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき</p> <p>15 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 【3号機】 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき</p> <p>16 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51) 【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき</p> <p>17 所内外通信連絡機能のすべての喪失 (SE52) 【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失したとき</p> <p>18 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE53) 【3号機】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき</p> <p>19 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (SE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき</p>	伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合

全面 緊急 事態 (C レベ ル)	全面 緊急 事象	<p>(略)</p> <p><u>15 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(2号機)(GE 3 1)【2号機】</u> <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき</u></p> <p>16 格納容器圧力の異常上昇(GE 4 1)【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき</p> <p>17 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ(GE 4 2)【3号機】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき</p> <p>18 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE 5 1)【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、<u>原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失したとき</p> <p>19 住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE 5 5) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき</p>	全面 緊急 事態 (C レベ ル)	<p>全面 緊急 事象</p> <p>(略) <u>(削除)</u></p> <p>15 格納容器圧力の異常上昇(GE 4 1)【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき</p> <p>16 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失のおそれ(GE 4 2)【3号機】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき</p> <p>17 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE 5 1)【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失したとき</p> <p>18 住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE 5 5) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき</p>	伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合
----------------------------------	----------------	--	----------------------------------	--	-----------------------

第6章 防災関係機関の業務の大綱

(略)

1 県

機関の名称	業務の大綱
知事部局等	(略) 10 <u>緊急被ばく</u> 医療措置に関すること (略)

2 市町

関係周辺市町	(略) 10 <u>緊急被ばく</u> 医療措置への協力に関すること (略)
--------	--

(略)

9 原子力事業者

機関の名称	業務の大綱
四国電力株式会社	(略) 7 <u>緊急被ばく</u> 医療措置への協力に関すること (略)

第6章 防災関係機関の業務の大綱

(略)

1 県

機関の名称	業務の大綱
知事部局等	(略) 10 <u>原子力災害</u> 医療措置に関すること (略)

2 市町

関係周辺市町	(略) 10 <u>原子力災害</u> 医療措置への協力に関すること (略)
--------	--

(略)

9 原子力事業者

機関の名称	業務の大綱
四国電力株式会社	(略) 7 <u>原子力災害</u> 医療措置への協力に関すること (略)

記載の適正化
【原子力災害
対策指針との
整合】

第3項 三次被ばく医療機関

三次被ばく医療機関は、初期及び二次被ばく医療機関では対応が困難な重篤な外部被ばくや内部被ばくの患者及び重篤な合併症を持つ患者等について、対応するものとする。

三次被ばく医療機関は、ブロックごとに国が選定した被ばくに対する高度専門医療を担う機関であり、線量評価、放射線防護、診療等に係る関係機関の協力により詳細な線量評価等を行う。

【被ばく医療機関の指定】

<u>二次被ばく医療機関</u>	山口大学医学部附属病院
<u>三次被ばく医療機関</u>	広島大学

※ 二次被ばく医療機関は、初期被ばく医療にも対応。

第2節 緊急被ばく医療の実施組織と役割

第1項 県

1 緊急被ばく医療本部の設置

県は、災害対策本部を設置した場合又は健康福祉部長が必要と認めた場合は、緊急被ばく医療及び一般医療に対応するため、緊急被ばく医療本部（本部長：健康福祉部長）を設置するものとする。

【緊急被ばく医療本部の構成及び所掌業務】

〈本部作業グループ〉

組 織	任 務
<u>緊急被ばく医療</u> 本部長	<u>緊急被ばく医療</u> 本部の総括、指揮
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
情報収集連絡班	<u>緊急被ばく</u> に関する情報収集、提供、分析 関係機関との連絡調整

〈現地作業グループ〉

組 織	任 務
現地作業グループ指揮者	現地における <u>緊急被ばく医療</u> 活動の総括、指揮（救護所の開設等）
救護所責任者	救護所における <u>緊急被ばく医療</u> 活動の総括、指揮
(略)	(略)
診断班	被ばく者の <u>緊急被ばく医療機関</u> への搬送判断

(略)

第3項 高度被ばく医療支援センター

高度被ばく医療支援センターは、救護所及び原子力災害拠点病院では対応が困難な重篤な外部被ばくや内部被ばくの患者及び重篤な合併症を持つ患者等について、対応するものとする。

高度被ばく医療支援センターは、ブロックごとに国が選定した被ばくに対する高度専門医療を担う機関であり、線量評価、放射線防護、診療等に係る関係機関の協力により詳細な線量評価等を行う。

【原子力災害医療体制】

<u>原子力災害拠点病院</u>	山口大学医学部附属病院
<u>高度被ばく医療支援センター</u>	広島大学

第2節 原子力災害医療の実施組織と役割

第1項 県

1 原子力災害医療本部の設置

県は、災害対策本部を設置した場合又は健康福祉部長が必要と認めた場合は、原子力災害医療及び一般医療に対応するため、原子力災害医療本部（本部長：健康福祉部長）を設置するものとする。

【原子力災害医療本部の構成及び所掌業務】

〈本部作業グループ〉

組 織	任 務
<u>原子力災害医療</u> 本部長	<u>原子力災害医療</u> 本部の総括、指揮
<u>原子力災害医療</u> 調整官	搬送患者の総括、指揮
搬送調整班	搬送に関する調整
情報収集連絡班	<u>原子力災害</u> に関する情報収集、提供、分析 関係機関との連絡調整

〈現地作業グループ〉

組 織	任 務
現地作業グループ指揮者	現地における <u>原子力災害医療</u> 活動の総括、指揮（救護所の開設等）
救護所責任者	救護所における <u>原子力災害医療</u> 活動の総括、指揮
(略)	(略)
診断班	被ばく者の <u>原子力災害拠点病院</u> への搬送判断

(略)

記載の適正化
【原子力災害
対策指針との
整合】

第2項 関係周辺市町

関係周辺市町は、県の緊急被ばく医療本部の指示に基づき、避難所等において住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

また、避難所等における救護所の開設、運営に協力し、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

第3項 関係消防機関

関係消防機関は、県の緊急被ばく医療本部の要請により、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を緊急被ばく医療機関又は医療機関に搬送するものとする。

第4項 関係医療機関

県は、日本赤十字社山口県支部、一般社団法人山口県医師会、公益社団法人山口県歯科医師会、一般社団法人山口県薬剤師会、公益社団法人山口県看護協会、一般社団法人山口県診療放射線技師会、緊急被ばく医療機関、国立病院機構、県立病院機構等の関係医療機関に対し、被ばく者及び一般傷病者の医療救護に係る協力を要請するものとする。

第5項 原子力事業者

原子力事業者は、必要な情報を緊急被ばく医療本部に提供するなどして、県の緊急被ばく医療活動に協力するとともに、自らも事業所内医療施設において、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

第6項 国

国（原子力規制委員会）は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、又は自らの判断により、被ばく医療に係る医療チームを派遣し、緊急被ばく医療本部長に指導、助言等を行うものとする。

また、被ばく医療に係る医療チームは、被ばく者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、初期及び二次被ばく医療機関の医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

第7項 原子力災害合同対策協議会（医療班）

原子力災害合同対策協議会（医療班）は、緊急被ばく医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行うものとする。

第3節 被ばく医療に係る医療チームの要請・受入体制の整備

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、被ばく医療に係る医療チームの要請手続きをあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制を整備しておくものとする。

（略）

第8章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、国（原子力災害対策本部）からの指示等に基づき、迅速に飲食物の出荷制限、摂取制限が実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

市町は、飲食物の出荷制限、摂取制限の指示があった場合は、住民に対して、迅速に飲食物を供給できる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

（略）

第2項 関係周辺市町

関係周辺市町は、県の原子力災害医療本部の指示に基づき、避難所等において住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

また、避難所等における救護所の開設、運営に協力し、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

第3項 関係消防機関

関係消防機関は、県の原子力災害医療本部の要請により、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を原子力災害拠点病院又は医療機関に搬送するものとする。

第4項 関係医療機関

県は、日本赤十字社山口県支部、一般社団法人山口県医師会、公益社団法人山口県歯科医師会、一般社団法人山口県薬剤師会、公益社団法人山口県看護協会、一般社団法人山口県診療放射線技師会、原子力災害拠点病院、国立病院機構、県立病院機構等の関係医療機関に対し、被ばく者及び一般傷病者の医療救護に係る協力を要請するものとする。

第5項 原子力事業者

原子力事業者は、必要な情報を原子力災害医療本部に提供するなどして、県の原子力災害医療活動に協力するとともに、自らも事業所内医療施設において、原子力災害医療活動を実施するものとする。

第6項 国

国（原子力規制委員会）は、県災害対策本部長から応援協力活動の要請があった場合、又は自らの判断により、被ばく医療に係る医療チームを派遣し、原子力災害医療本部長に指導、助言等を行うものとする。

また、被ばく医療に係る医療チームは、被ばく者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、救護所及び原子力災害拠点病院の医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

第7項 原子力災害合同対策協議会（医療班）

原子力災害合同対策協議会（医療班）は、原子力災害医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行うものとする。

第3節 原子力災害医療に係る医療チームの要請・受入体制の整備

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療に係る医療チームの要請手続きをあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制を整備しておくものとする。

（略）

第8章 飲食物の摂取制限、出荷制限等

県は、国（原子力災害対策本部）からの指示等に基づき、迅速に飲食物の摂取制限、出荷制限が実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

市町は、飲食物の摂取制限、出荷制限の指示があった場合は、住民に対して、迅速に飲食物を供給できる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

（略）

記載の適正化
【原子力災害
対策指針との
整合】

防災基本計画
の改正に伴う
修正

<p>第10章 防災訓練等の実施</p> <p>第1節 訓練計画の策定</p> <p>県は、国、立地県、関係周辺市町、原子力事業者等との連携の下、以下に掲げる訓練ごと、又は各訓練の要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時通信連絡訓練 2 緊急時モニタリング訓練 3 災害対策本部設置訓練 4 オフサイトセンターへの参集訓練 5 緊急被ばく医療活動訓練 <p>(略)</p> <p>第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海上保安庁</p> <p>事故の通報を受けた海上保安庁は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に連絡するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>第10章 防災訓練等の実施</p> <p>第1節 訓練計画の策定</p> <p>県は、国、立地県、関係周辺市町、原子力事業者等との連携の下、以下に掲げる訓練ごと、又は各訓練の要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時通信連絡訓練 2 緊急時モニタリング訓練 3 災害対策本部設置訓練 4 オフサイトセンターへの参集訓練 5 原子力災害医療活動訓練 <p>(略)</p> <p>第14章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海上保安庁</p> <p>事故の通報を受けた海上保安庁は、直ちにその旨を県（防災危機管理課・消防保安課）に連絡するとともに、事故状況の把握に努め、状況に応じて、職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。</p>	<p>記載の適正化 【原子力災害対策指針との整合】</p> <p>記載の適正化 【海上保安庁防災業務計画との整合】</p>
---	--	---

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																		
<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部の設置等の基準</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる災害対策地方本部（地域の出先機関）をもって構成する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(対策部)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(対応組織)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本部長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知事</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">副本部長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">副知事</td> <td></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本 部 員 </td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 総務部長 総務部理事（危機管理担当） 総合企画部長 東京事務所長 産業戦略部長 環境生活部長 健康福祉部長 商工労働部長 観光スポーツ文化部長 農林水産部長 土木建築部長 会計管理局長 公営企業管理者 企業局長 教育長 副教育長 警察本部長 </td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 総務部 総合企画部 東京連絡部 産業戦略部 環境生活対策部 災害救助部 商工労働対策部 観光スポーツ文化部 農林水産対策部 土木建築対策部 経理部 企業対策部 文教対策部 公安部 </td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 総務部 総合企画部 東京事務所 産業戦略部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 観光スポーツ文化部 農林水産部 土木建築部 会計管理局 企業局 教育庁 警察本部 </td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;">緊急時モニタリング本部（環境生活部）</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;">緊急被ばく医療本部（健康福祉部）</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;">災害対策地方本部（地域の出先機関）</td> </tr> </table> </div> <p style="margin-top: 10px;">(略)</p>		(対策部)	(対応組織)	本部長	知事		副本部長	副知事		本 部 員 	総務部長 総務部理事（危機管理担当） 総合企画部長 東京事務所長 産業戦略部長 環境生活部長 健康福祉部長 商工労働部長 観光スポーツ文化部長 農林水産部長 土木建築部長 会計管理局長 公営企業管理者 企業局長 教育長 副教育長 警察本部長	総務部 総合企画部 東京連絡部 産業戦略部 環境生活対策部 災害救助部 商工労働対策部 観光スポーツ文化部 農林水産対策部 土木建築対策部 経理部 企業対策部 文教対策部 公安部	総務部 総合企画部 東京事務所 産業戦略部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 観光スポーツ文化部 農林水産部 土木建築部 会計管理局 企業局 教育庁 警察本部		緊急時モニタリング本部（環境生活部）	緊急被ばく医療本部（健康福祉部）	災害対策地方本部（地域の出先機関）	<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部の設置等の基準</p> <p>第1項 災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる災害対策地方本部（地域の出先機関）をもって構成する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(対策部)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">(対応組織)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本部長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知事</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">副本部長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">副知事</td> <td></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本 部 員 </td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 総務部長 総務部理事（危機管理担当） 総合企画部長 東京事務所長 産業戦略部長 環境生活部長 健康福祉部長 商工労働部長 観光スポーツ文化部長 農林水産部長 土木建築部長 会計管理局長 公営企業管理者 企業局長 教育長 副教育長 警察本部長 </td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 総務部 総合企画部 東京連絡部 産業戦略部 環境生活対策部 災害救助部 商工労働対策部 観光スポーツ文化部 農林水産対策部 土木建築対策部 経理部 企業対策部 文教対策部 公安部 </td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 総務部 総合企画部 東京事務所 産業戦略部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 観光スポーツ文化部 農林水産部 土木建築部 会計管理局 企業局 教育庁 警察本部 </td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;">緊急時モニタリング本部（環境生活部）</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力医療災害本部（健康福祉部）</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 2px;">災害対策地方本部（地域の出先機関）</td> </tr> </table> </div> <p style="margin-top: 10px;">(略)</p>		(対策部)	(対応組織)	本部長	知事		副本部長	副知事		本 部 員 	総務部長 総務部理事（危機管理担当） 総合企画部長 東京事務所長 産業戦略部長 環境生活部長 健康福祉部長 商工労働部長 観光スポーツ文化部長 農林水産部長 土木建築部長 会計管理局長 公営企業管理者 企業局長 教育長 副教育長 警察本部長	総務部 総合企画部 東京連絡部 産業戦略部 環境生活対策部 災害救助部 商工労働対策部 観光スポーツ文化部 農林水産対策部 土木建築対策部 経理部 企業対策部 文教対策部 公安部	総務部 総合企画部 東京事務所 産業戦略部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 観光スポーツ文化部 農林水産部 土木建築部 会計管理局 企業局 教育庁 警察本部		緊急時モニタリング本部（環境生活部）	原子力医療災害本部（健康福祉部）	災害対策地方本部（地域の出先機関）	<p>記載の適正化 【組織改編を反映】</p>
	(対策部)	(対応組織)																																		
本部長	知事																																			
副本部長	副知事																																			
本 部 員 	総務部長 総務部理事（危機管理担当） 総合企画部長 東京事務所長 産業戦略部長 環境生活部長 健康福祉部長 商工労働部長 観光スポーツ文化部長 農林水産部長 土木建築部長 会計管理局長 公営企業管理者 企業局長 教育長 副教育長 警察本部長	総務部 総合企画部 東京連絡部 産業戦略部 環境生活対策部 災害救助部 商工労働対策部 観光スポーツ文化部 農林水産対策部 土木建築対策部 経理部 企業対策部 文教対策部 公安部	総務部 総合企画部 東京事務所 産業戦略部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 観光スポーツ文化部 農林水産部 土木建築部 会計管理局 企業局 教育庁 警察本部																																	
	緊急時モニタリング本部（環境生活部）	緊急被ばく医療本部（健康福祉部）	災害対策地方本部（地域の出先機関）																																	
	(対策部)	(対応組織)																																		
本部長	知事																																			
副本部長	副知事																																			
本 部 員 	総務部長 総務部理事（危機管理担当） 総合企画部長 東京事務所長 産業戦略部長 環境生活部長 健康福祉部長 商工労働部長 観光スポーツ文化部長 農林水産部長 土木建築部長 会計管理局長 公営企業管理者 企業局長 教育長 副教育長 警察本部長	総務部 総合企画部 東京連絡部 産業戦略部 環境生活対策部 災害救助部 商工労働対策部 観光スポーツ文化部 農林水産対策部 土木建築対策部 経理部 企業対策部 文教対策部 公安部	総務部 総合企画部 東京事務所 産業戦略部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 観光スポーツ文化部 農林水産部 土木建築部 会計管理局 企業局 教育庁 警察本部																																	
	緊急時モニタリング本部（環境生活部）	原子力医療災害本部（健康福祉部）	災害対策地方本部（地域の出先機関）																																	

第2項 災害対策本部の運営

(略)

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>観光スポーツ文化部</u>	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

第3項 班の編制及び所掌事務

部	班	担当課	部の所掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
災害救助	救助総務	厚政課	1 <u>緊急被ばく</u> 医療本部の設置・運営に関すること (略)
	医務	医療政策課 医務保険課	15 <u>二次被ばく医療機関</u> に関すること 16 <u>被ばく</u> 医療に係る医療チームとの連絡調整に関すること (略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>観光スポーツ文化部</u>	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	7 当該課(室)の災害対策関連事務の処理 8 部内の各班、他部の応援に関すること 9 <u>(新設)</u>
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
文教対策部	学校総務	<u>教育政策課</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること 6 その他応急文教対策に関すること
	(略)	(略)	(略)
	<u>文化財保護</u>	社会教育・文化財課	12 <u>被災文化財の保護、修復に関すること</u>
	協力班	<u>地域連携教育推進室</u> 人権教育課	13 当該課・室の災害対策関連事務の処理 14 部内の各班、他部の応援に関すること

(略)

第2項 災害対策本部の運営

(略)

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>観光スポーツ文化対策部</u>	観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長	観光スポーツ文化部次長
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

第3項 班の編制及び所掌事務

部	班	担当課	部の所掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
災害救助	救助総務	厚政課	1 <u>原子力災害</u> 医療本部の設置・運営に関すること (略)
	医務	医療政策課 医務保険課	15 <u>原子力災害拠点病院</u> に関すること 16 <u>原子力災害</u> 医療に係る医療チームとの連絡調整に関すること (略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>観光スポーツ文化対策部</u>	協力班	観光プロモーション推進室 インバウンド推進室 スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	7 当該課(室)の災害対策関連事務の処理 8 部内の各班、他部の応援に関すること 9 <u>被災文化財の保護、修復に関すること</u>
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
文教対策部	学校総務	<u>教育政策課</u> <u>学校運営・施設整備室</u>	1 部内各班及び本部室班との連絡調整に関すること 2 市町教育委員会との連絡調整に関すること 3 文教関係の被害状況の取りまとめに関すること 4 公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること 5 避難地、避難施設となった学校施設の安全対策に関すること 6 その他応急文教対策に関すること
	(略)	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	協力班	<u>地域連携教育推進課</u> 人権教育課	12 当該課・室の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること

(略)

記載の適正化
【組織改編を反映】

記載の適正化
【原子力災害対策指針との整合】

記載の適正化
【組織改編を反映】

<p>第2章 災害情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡 (略)</p> <p>第2項 警戒事態発生後の被害情報等の連絡 (略)</p> <p>3 県や関係周辺市町等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、次の事項について、要請内容の判断のため県や関係周辺市町等より事前の状況把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡</p> <p>第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 (略)</p> <p>3 国 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態<u>宣言を發出すべきか</u>否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報について、県及び県警察本部等に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 緊急時モニタリングの実施 (略)</p> <p>第3節 海上モニタリングの実施 (略)</p> <p>第3項 海上保安庁による支援 海上保安庁は、原子力災害対策本部又は知事から、海上におけるモニタリングの要請があった場合は、<u>緊急時モニタリングのための海上行動</u>に必要な支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡 (略)</p> <p>第2項 警戒事態発生後の被害情報等の連絡 (略)</p> <p>3 県や関係周辺市町等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、次の事項について、要請内容の判断のため県や関係周辺市町等より事前の状況把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態要避難者^(注)の数及び内訳並びに避難の方針 避難ルート、避難先の概要 移動手段の確保見込み その他必要な事項 <p><u>(注) 施設敷地緊急事態要避難者</u> 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <p><u>イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当するものを除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの。</u></p> <p><u>ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者</u></p> <p><u>ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡</p> <p>第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 (略)</p> <p>3 国 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態<u>が発生しているか</u>否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報について、県及び県警察本部等に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 緊急時モニタリングの実施 (略)</p> <p>第3節 海上モニタリングの実施 (略)</p> <p>第3項 海上保安庁による支援 海上保安庁は、原子力災害対策本部又は知事から、海上におけるモニタリングの要請があった場合は、<u>現地に動員されたモニタリング要員及び器材を搭載し、対応可能な範囲で</u>必要な支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>記載の適正化 【原子力災害対策指針との整合】</p> <p>防災基本計画の改正に伴う修正</p> <p>記載の適正化 【海上保安庁防災業務計画との整合】</p>
--	--	---

第5章 住民避難等の実施

第1節 避難又は一時移転、屋内退避の指示等

内閣総理大臣が緊急事態応急対策実施区域を定め、当該区域を管轄する市町（以下「応急対策実施市町」という。）及び県に対して、避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行った場合は、県は、応急対策実施市町の長（以下「応急対策実施市町長」という。）に対して、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行うよう連絡するものとする。

応急対策実施市町長は、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行い、消防機関、県警察等関係機関とともに、住民の避難誘導等を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(略)

第2節 避難所の設置

(略)

応急対策実施市町は、避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等多様な主体の視点に配慮するなど、県と連携して、避難所における生活環境が良好なものとなるよう努めるものとする。

特に、要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供には十分配慮するものとする。

(略)

第6章 飲食物の摂取制限、出荷制限等

県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請等に基づき、飲食物の検査を実施するものとする。

また、国の指示等に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7章 緊急被ばく医療の実施

第1節 緊急被ばく医療本部の設置

県は、県災害対策本部を設置した場合又は健康福祉部長が必要と認めた場合は、緊急被ばく医療等を実施するため、健康福祉部長を本部長とする緊急被ばく医療本部を設置するものとする。

(略)

第2節 救護所における住民への対応

(略)

第6項 医療機関への搬送

救護所責任者は、専門的な医療が必要と認められる者については、被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な緊急被ばく医療機関（又は医療機関）への搬送を指示し、必要な連絡・調整を行うものとする。

(略)

第5章 住民避難等の実施

第1節 避難又は一時移転、屋内退避の指示等

内閣総理大臣が緊急事態応急対策実施区域を定め、当該区域を管轄する市町（以下「応急対策実施市町」という。）及び県に対して、避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行った場合は、県は、応急対策実施市町の長（以下「応急対策実施市町長」という。）に対して、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行うよう連絡するものとする。

応急対策実施市町長は、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行い、消防機関、県警察等関係機関とともに、住民の避難誘導等を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(略)

第2節 避難所の設置

(略)

応急対策実施市町は、避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの保護等に配慮するなど、県と連携して避難所における生活環境が良好なものとなるよう努めるものとする。

特に要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供には十分配慮するとともに、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮するものとする。

(略)

第6章 飲食物の摂取制限、出荷制限等

県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請等に基づき、飲食物の検査を実施するものとする。

また、国の指示等に基づき、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7章 原子力災害医療の実施

第1節 原子力災害医療本部の設置

県は、県災害対策本部を設置した場合又は健康福祉部長が必要と認めた場合は、緊急被ばく医療等を実施するため、健康福祉部長を本部長とする原子力災害医療本部を設置するものとする。

(略)

第2節 救護所における住民への対応

(略)

第6項 医療機関への搬送

救護所責任者は、専門的な医療が必要と認められる者については、被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、適切な医療機関（又は原子力災害拠点病院等）への搬送を指示し、必要な連絡・調整を行うものとする。

(略)

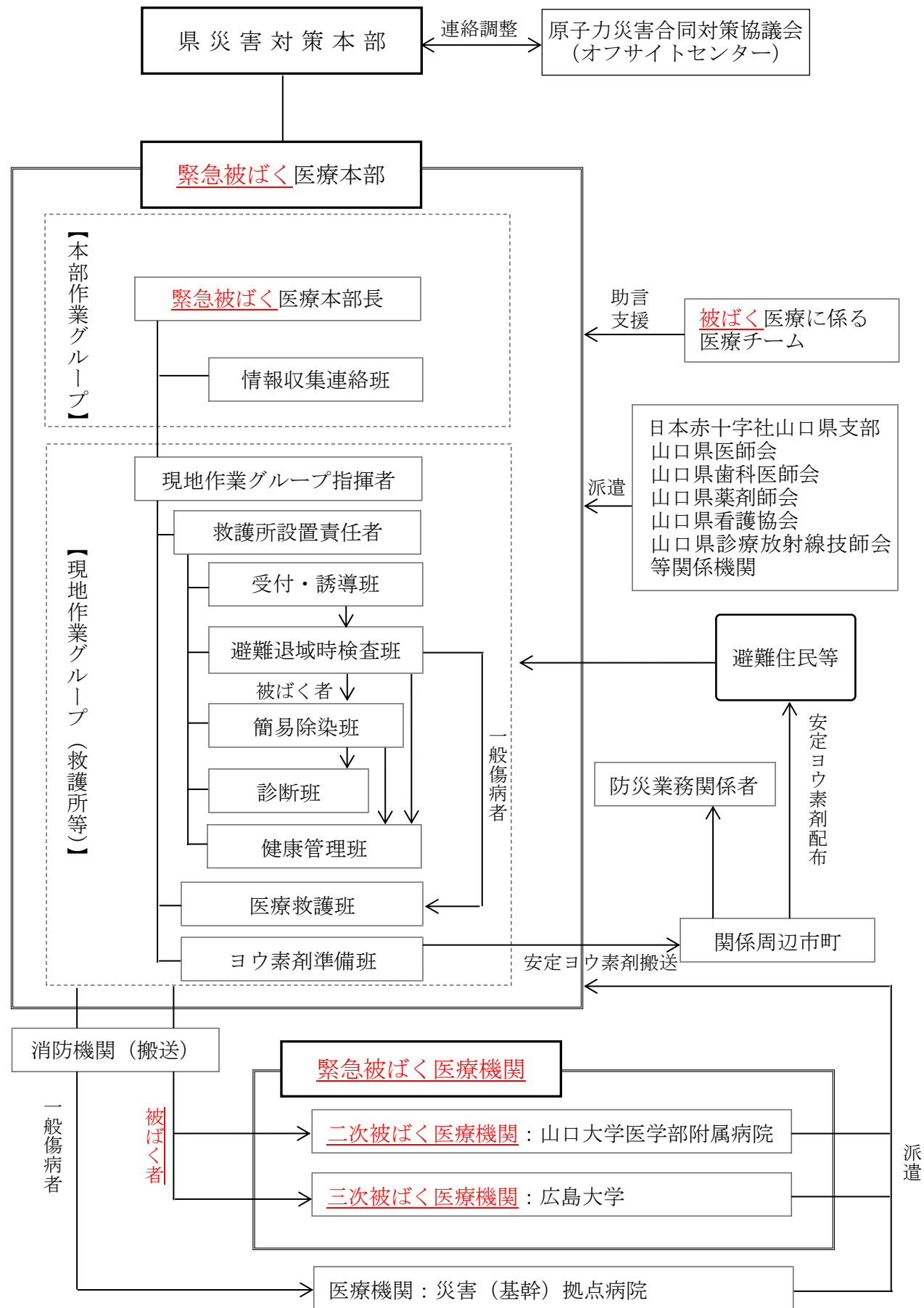
防災基本計画の改正に伴う修正

防災基本計画の改正に伴う修正

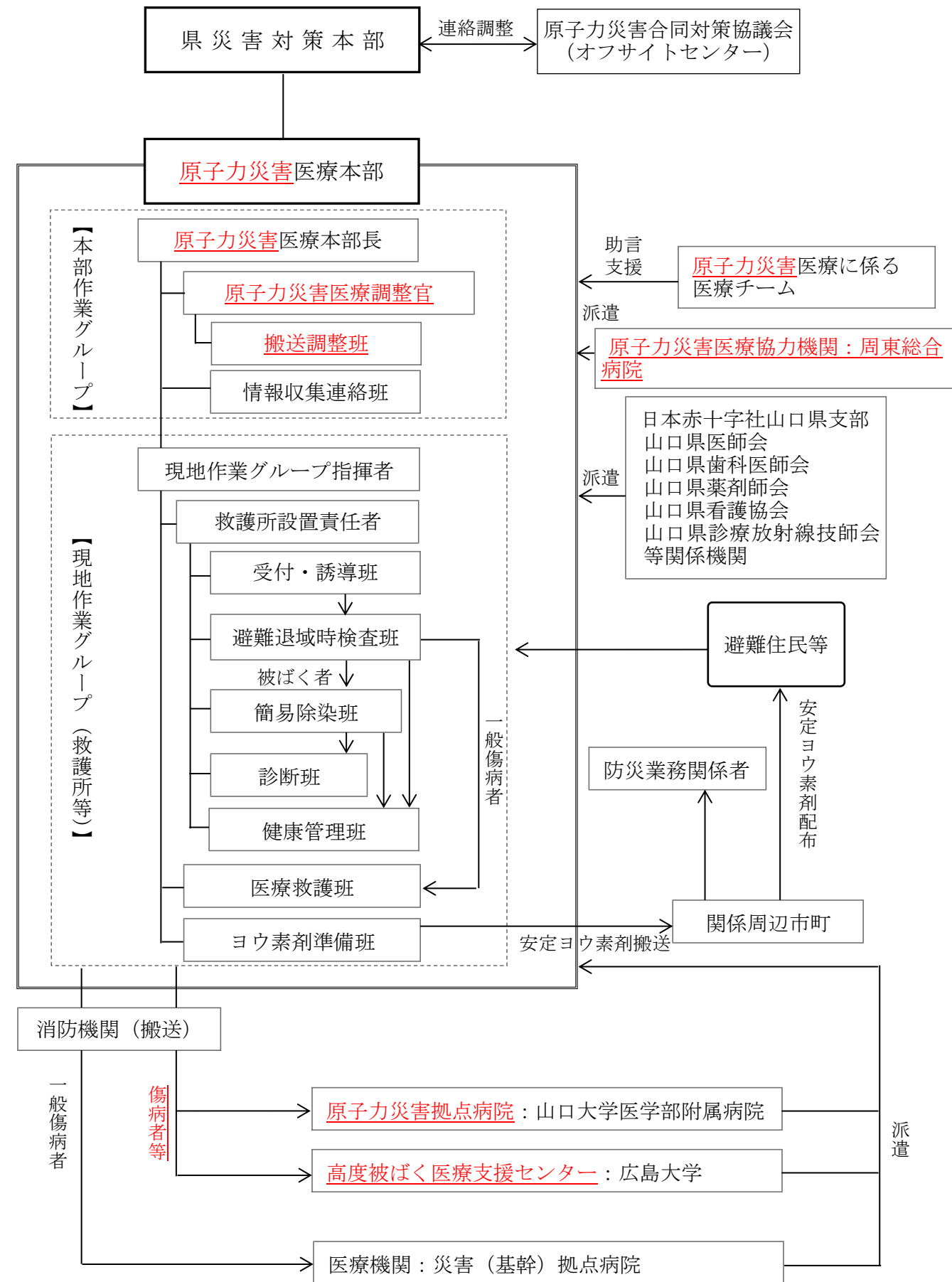
記載の適正化

【原子力災害対策指針との整合】

【緊急被ばく医療活動体系図】



【原子力災害医療活動体系図】



記載の適正化

【原子力災害対策指針との整合】

<p>第8章 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>第3節 防災業務関係者の放射線防護 (略)</p> <p>4 現地作業グループは、本部作業グループ及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと、被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対して、被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p>	<p>第8章 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>第3節 防災業務関係者の放射線防護 (略)</p> <p>4 現地作業グループは、本部作業グループ及び原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携のもと、被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対して、原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>【原子力災害対策指針との整合】</p>
---	---	--------------------------------------